

学校法人新潟青陵学園における研究費不正使用による取引停止取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟青陵学園が設置する新潟青陵大学及び新潟青陵両大学部（以下「両大学」という。）の教職員が行った研究費の不正使用に加担、協力または不正使用を誘引した業者について、取引停止処分を取扱を定め、もって研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(研究費)

第2条 研究費とは、以下の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 各省各庁又は各省各庁が所管する独立行政法人が配分する公的研究費
- (2) 地方公共団体、企業、財団法人等から受給する受託事業費、研究助成金、奨学寄付金
- (3) 両大学が配分する個人研究費、共同研究費

(取引停止)

第3条 取引停止とは、両大学が業者との契約締結を一定期間行わないこと、または業者と既に締結している契約を解除することをいう。

(取引停止処分業者)

第4条 理事長は、以下の各号のいずれかに該当する業者（以下「不正業者」という。）について取引停止の処分を行うものとする。

- (1) 入札又は見積にあたり、競争入札妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした業者。
- (2) 両大学との契約にあたり、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をしたと認められる業者。
- (3) 研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容の偽装もしくは架空の取引をすることに加担、協力または誘引した業者。
- (4) 取引内容の偽装もしくは架空の取引をすることにより、研究費を預け金として管理することに加担、協力または誘引した業者。
- (5) その他、研究費を不正運用する取引に加担、協力または誘引した業者。

2 取引停止期間は、理事長が情状に応じて決定するものとする。

(取引停止に係る特例)

第5条 理事長は、取引停止の期間中の不正業者について情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかになったときは、前条の規定により決定した取引停止期間を変更することができる。

2 理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

3 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とする

ことができるものとする。

(不正業者への通知)

第6条 理事長は、第4条または第5条の規定により取引停止または取引停止期間の変更を行う場合には、当該不正業者に遅滞なく通知するものとする。

(他の機関で取引停止措置要件が生じた業者に対する取扱)

第7条 理事長は、両大学以外の研究機関等から取引停止措置等を受けた業者との取引について、諸事情を総合的に勘案し、この規程の定めるところにより取引停止の措置を行うことができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、不正防止計画推進部門の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年3月10日から施行する。